

# 第1章 計画策定の沿革・目的等

## 第1節 計画策定の沿革

松山城は、加藤嘉明が慶長7年(1602)に築城に着手し、寛永4年(1627)に入封した蒲生忠知が築城工事を完了させたと言われている。石垣をはじめとして、堀、土塁、天守、櫓、門、塀等、城郭全体を通して遺構がよく保存され、江戸時代の城郭遺跡として価値が高いことから、昭和27年に国の史跡指定を受けた。また、史跡指定前の昭和10年には、江戸時代以来の建造物が当時の国宝保存法により国宝に指定され、昭和25年には、文化財保護法の公布により、国の重要文化財に指定された(天守等21棟)。また、史跡指定後の昭和31年には、都市公園法の制定に伴い、史跡とほぼ同じ区域が都市計画公園(城山公園)となった。

本丸跡については、昭和30年代以降、焼失した建造物の復元工事が行われ、往時の姿をほぼ取り戻している。平成になって以降は、重要文化財建造物の修理計画が立てられ、これに基づく保存修理工事が実施されていたが、平成13年に芸予地震が発生し、石垣や建造物に被害が生じた。これを受け、重要文化財建造物を主な対象として、修理計画を含めた「松山城保存管理計画」が新たに策定され、これに基づき、天守等の修理や防災設備の整備が実施された。

二之丸跡については、明治5年(1872)に御殿が焼失し、その後は、衛戍病院や城東中学校として利用されてきたが、昭和58年に城東中学校が統合移転により閉校された後、二之丸跡整備懇談会の提言を受けて史跡整備が進められ、平成4年に松山城二之丸史跡庭園が開園した。

三之丸跡(堀之内)については、明治3年(1870)に御殿が焼失し、戦中まで陸軍用地として利用されてきたが、戦後は昭和28年の国体を契機にスポーツ施設が多数整備された。その後、平成12年に策定された「城山公園(堀之内地区)整備計画」に基づき、スポーツ施設等の移転と史跡整備が進められ、平成22年に第1期整備が完了した。

一方で、史跡を後世に確実に継承していくために必要となる、松山城跡の本質的な価値(国史跡に値する歴史上、学術上の価値)や史跡を構成する各種の要素は明確にされておらず、現状変更に関する取扱いをはじめとした保存の基本方針も定められていないなど、その保存や活用には多くの課題を抱えている。

具体的には、松山城跡には、山上の本丸跡を中心に年間130万人を超える観光客が訪れ、山麓の三之丸跡は、市民や観光客の憩いの場として、また、中心市街地のにぎわいをもたらす各種行事の開催場所として活用されているが、保存と活用の両立、史跡・重要文化財の価値を活かした活用の在り方についての検討は十分とは言えない。本丸跡では、21棟の重要文化財をはじめとして歴史的建造物が多数所在し、計画的に修理を行う必要があるが、修理計画の検討は十分ではない。二之丸跡では、平成4年の史跡庭園開園以来20年以上が経過し、施設の老朽化等に伴う不具合が多数発生しており、保全策の検討が必要である。三之丸跡では、南側の愛媛県美術館・愛媛県教育文化会館・NHK松山放送局等の既存施設周辺や北側の四国がんセンター跡地周辺など、未整備の部分がまだ多く残っており、発掘調査の成果や既存施設の移転の進展等を踏まえた、第2期整備計画の検討が必要である。また、山林部では、愛媛県指定天然記念物となっている松山城山樹叢の過密化等により、倒木や土砂崩れが繰り返し発生しており、山腹斜面と合わせた管理計画の検討が必要である。

以上のように、松山城跡全体について、史跡の保存・活用・整備等に関する現状と課題の把握と、それに基づく今後の基本方針、方法を明確にする必要が生じていることから、保存活用計画（以下、「本計画」という。）の策定を行うものである。

## 第2節 計画の目的

本計画は、松山城跡を次世代へ確実に継承していくため、史跡の持つ本質的価値とその構成要素を明確化した上で、それらを適切に保存・活用していくため、保存、活用、整備、運営体制についての現状と課題を把握するとともに、それらを改善するための方針と方法を明確化することを目的とする。

## 第3節 専門委員の設置と策定の経緯

### (1) 史跡松山城跡保存活用計画検討専門委員の設置

本計画の策定にあたっては、学識・経験を有する各分野の専門家の指導・助言を得ながら進めていくことが重要であると考え、平成28年度に各分野の専門家5名による史跡松山城跡保存活用計画検討専門委員を設置し、その指導・助言を得ながら策定を進めた。名簿及び設置要綱は次のとおりである。

表1 史跡松山城跡保存活用計画検討専門委員名簿

(五十音順)

氏名	所属等	分野
井上 淳	愛媛県歴史文化博物館学芸課長	日本近世史(城郭史)
大窪 健之	立命館大学教授・歴史都市防災研究所長	文化財防災
北野 博司	東北芸術工科大学教授・歴史文化遺産学科長	考古学(石垣・城郭)
二宮 生夫	愛媛大学農学部教授	森林学
三浦 正幸	広島大学名誉教授	古建築(城郭建築)

[オブザーバー]

山下 信一郎 文化庁文化財第二課主任文化財調査官

日和佐 宣正 愛媛県教育委員会文化財保護課主幹

### (史跡松山城跡保存活用計画検討専門委員設置要綱)

#### (設置)

第1条 史跡松山城跡保存活用計画の策定に関して専門の学識経験を有する者の意見を聴くため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第174条第1項の規定に基づき、史跡松山城跡保存活用計画検討専門委員（以下「専門委員」という。）を置く。

#### (専門事項)

第2条 専門委員は、市長の委託を受け、史跡松山城跡保存活用計画の内容に関する事項その他史跡松山城跡保存活用計画に関する事項について調査し、市長に必要な意見を述べるものとする。

#### (委嘱)

第3条 専門委員は、前条の専門事項に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

(任期等)

第4条 専門委員の任期は、2年以内とする。

専門委員は、再任されることができる。

(報酬)

第5条 専門委員の報酬は、市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例(昭和22年6月24日制定)の定めるところによる。

(庶務)

第6条 専門委員に関する庶務は、公園緑地課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年12月19日から施行する。

## (2) 検討会の経過

策定に当たっては、次のとおり検討会を開催した。

### 1) 第1回史跡松山城跡保存活用計画検討会

日時 平成29年3月14日(火)

場所 KH三番町プレイス3階第2会議室

内容 ①史跡松山城跡の現状について  
②史跡松山城跡保存活用計画の構成及び作成スケジュールについて  
③現地視察(史跡松山城跡)

### 2) 第2回史跡松山城跡保存活用計画検討会

日時 平成29年12月25日(月)

場所 松山センタービル(1号館)4階第1会議室

内容 ①計画の構成及び目次について  
②第2章第2節「歴史的環境」の概要(案)について  
③第4章「史跡の本質的価値」の概要(案)について  
④第5章「現状と課題」の概要(案)について

### 3) 第3回史跡松山城跡保存活用計画検討会

日時 平成30年6月4日(月)

場所 松山センタービル(1号館)4階第2会議室

内容 ①進捗状況(素案)について  
②第4章「史跡の本質的価値」について  
③その他

#### 4) 第4回史跡松山城跡保存活用計画検討会

- 日時 平成30年8月28日(火)  
場所 KH三番町プレイス3階第1会議室  
内容 ①文化庁協議での指導内容について  
②第5章「現状と課題」について  
③その他

#### 5) 第5回史跡松山城跡保存活用計画検討会

- 日時 平成30年11月8日(木)  
場所 センタービル4階第4会議室  
内容 ①これまでの議論を踏まえた修正について  
②第6章以降の文案について  
③その他

#### 6) 第6回史跡松山城跡保存活用計画検討会

- 日時 平成31年1月20日(日)  
場所 センタービル4階第1会議室  
内容 ①文化庁協議を踏まえた最終案について  
②その他

### (3) 市民意見公募(パブリックコメント)の実施

- 1) 実施期間 令和元年6月24日(月)～同年7月23日(火)
- 2) 周知方法 市ホームページへの掲載、公園緑地課での閲覧又は配布、市民閲覧コーナー及び支所等での閲覧
- 3) 意見聴取方法 持参、郵送、FAX、電子メール(Eメール)送信
- 4) 意見提出件数 8件(個人7件、団体1件)
- 5) 意見の内容 サッカースタジアムの建設、樹叢の管理、石垣の安全管理、緊急車両用道路の改修、撮影ポイントの増加ほか
- 6) 意見反映件数 0件

## 第4節 計画の対象範囲と期間

### (1) 計画の対象範囲

本計画は、史跡松山城跡を対象範囲とする。ただし、指定地以外にも本来松山城跡の一部であった遺構など関連する要素が存在することから、それらも検討の対象とする。

### (2) 計画期間

本計画は、令和元年から令和10年までの概ね10年間を見据えた計画とする。

## 第5節 関係する他の計画及び法令

本計画に関係する上位計画と関連する個別計画は次のとおりである。なお、これらのうち、松山城跡を直接的に対象としたものとしては、「城山公園(堀之内地区)整備計画(三之丸地区の整備基本計画)」、「松山城保存管理計画(本丸地区の建造物の保存管理計画)」、「(松山城)消火・避難計画(本丸地区の防災計画)」の3つの計画が存在する。本計画は、これらの計画を前提とし、また、包摂するものとして位置付けるが、各計画では、対象とする個別課題に関しての方針・計画が詳細に述べられており、本計画で、その全てを紹介することは困難である。そのため、本計画策定後も、各計画は存続するものとし、本計画では、各計画に示されている方針・計画の概要を紹介し、詳細については各計画書そのものを参照するものとする。

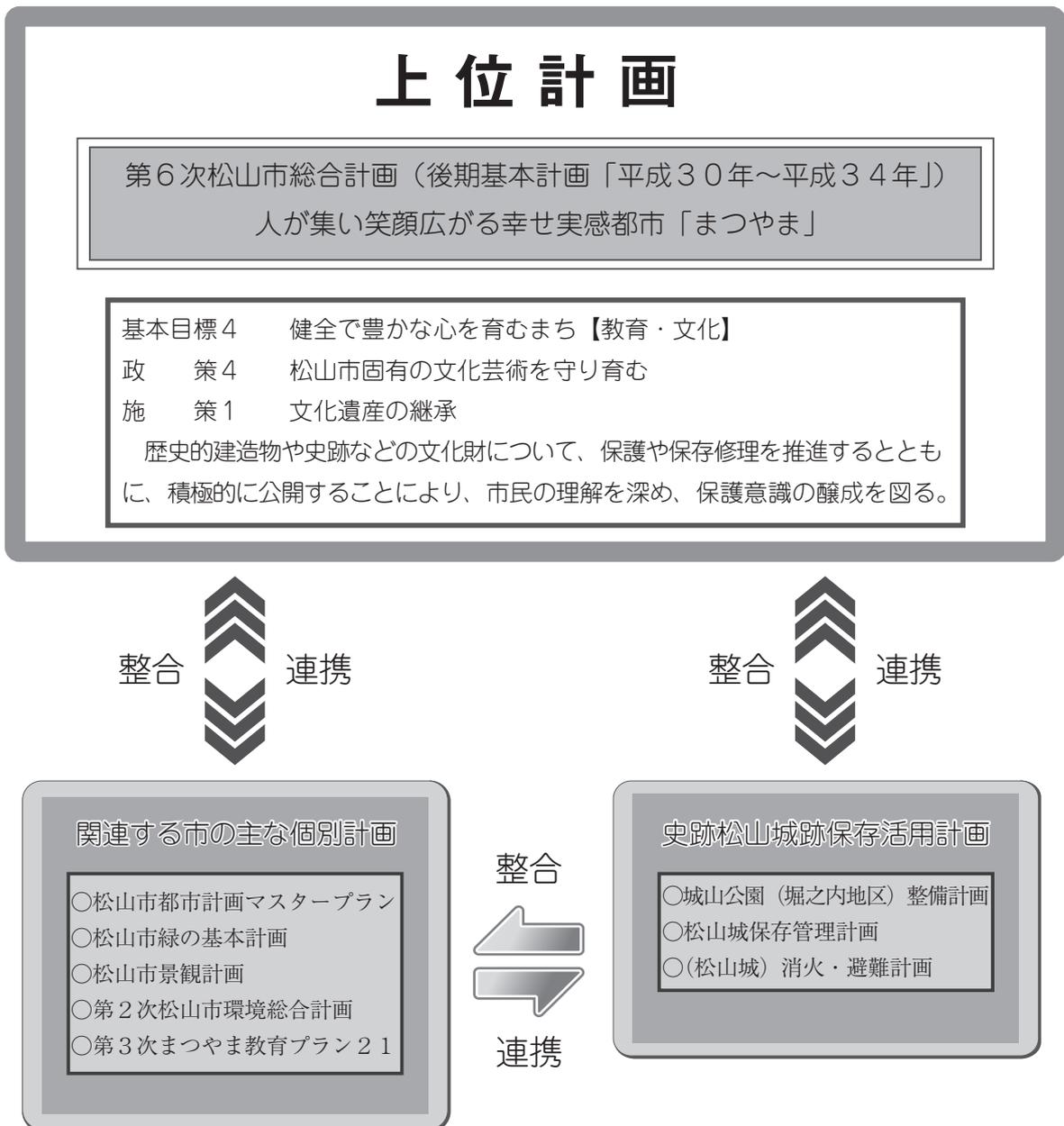


図1 保存活用計画の位置付け

## (1) 上位計画と関連計画

### 1) 第6次松山市総合計画(平成25年策定)

将来都市像

#### 『人が集い 笑顔 広がる 幸せ実感都市 まつやま』

- 基本目標1 健やかで優しさのあるまち【健康・福祉】
- 基本目標2 生活に安らぎのあるまち【安全・安心】
- 基本目標3 地域の魅力・活力があふれるまち【産業・交流】
- 基本目標4 健全で豊かな心を育むまち【教育・文化】
- 基本目標5 緑の映える快適なまち【環境・都市】
- 基本目標6 市民とつくる自立したまち【自治・行政】

松山市第6次総合計画では、将来の都市像を『人が集い 笑顔 広がる 幸せ実感都市 まつやま』とし、松山城跡に関連するものとしては、基本目標の1つとして「健全で豊かな心を育むまち【教育・文化】」が掲げられている。その中で、松山市固有の文化芸術を守り育み、文化遺産を継承していくこととし、歴史的建造物や史跡などの文化財について、保護や保存修理を推進するとともに、積極的に公開することにより、市民の理解を深め、保護意識の醸成を図ることとしている。また、これらを通じて、松山市固有の文化財が適正に保存・継承されており市民がその文化的価値や重要性を理解し、文化財保護に対する意識が高まることを目指すとしている。

### 2) 松山市都市計画マスタープラン(平成23年改定)

松山市の都市計画に関する基本的な方針として策定された松山市都市計画マスタープランでは、松山城跡に関連するものとしては、基本方針の1つとして「地域固有の資源の保全・活用により活力のある地域づくりを進める」を掲げている。その中で、松山らしい景観形成と地域資源の活用を図ることとし、松山城跡を擁する城山一帯は、「歴史文化拠点」として歴史性に配慮したまちづくりを推進して地域の個性を高めるとともに、城山公園については、都心部の重要な公園スペースであり、市民の憩いの場となっていることから、今後も計画的に整備を図ることとしている。

### 3) 松山市緑の基本計画(平成25年改訂)

松山市における緑に関する総合的な計画として位置づけられる松山市緑の基本計画では、松山城跡に関連するものとしては、基本理念の1つとして「地域の“たから”を活かす」を掲げている。その中で、城山公園は、まちなかの緑の拠点、また、市民の多様なニーズに対応できる都市公園として、整備を推進するとともに適切な維持・管理を行うとしている。また、城山は、歴史的・文化的資源と一体となった緑地として、松山の魅力づくり、また松山らしい景観を形成する重要な緑地として、維持・保全を図っていくこととしている。

### 4) 松山市景観計画(平成30年改定)

景観法(平成16年6月18日法律第110号)の規定に基づき策定された松山市景観計画では、松山城跡に関連するものとしては、松山城跡周辺が「中心地区景観計画区域」に指定されるととも

に、「市役所前榎町通り」、「二番町通り」及び「ロープウェー街」が「景観形成重点地区」に指定され、良好な景観形成のために必要な方針や基準等が定められている。また、松山城跡と城山を望める数少ないビューポイントである「永木橋」からの眺望を「眺望保全区域」として指定し、保全に必要な方針や基準等が定められている。

#### 5) 第2次松山市環境総合計画(平成25年策定)

松山市総合計画を環境面から補完し、松山市環境基本条例に掲げる基本理念及び施策の基本方針の実現に向けて策定された第2次松山市環境総合計画では、松山城跡に関連するものとしては、この計画の基本目標の1つとして「歴史・文化と自然が調和したまち」を掲げている。その中で、歴史・文化や自然を生かした公園整備を行うとともに、歴史的・文化的資源と一体となった樹林地などは、松山独自の景観を形成する重要な緑地として、各種法制度を活用して、維持・保全を図ることとしている。また、これらを通じて、心安らぐまちなみの形成を推進するとともに、農業の振興などにより、豊かな自然の恵みを持続的に享受できるよう歴史・文化と自然が調和したまちづくりを目指すこととしている。

#### 6) 第3次まつやま教育プラン21(平成26年策定)

松山市の教育行政の目標及び基本方針、各施策を総合的にまとめた第3次まつやま教育プラン21では、松山城跡に関連するものとしては、基本方針の1つとして「“集い・学び・支え合う”ための生涯学習の推進」を掲げている。その中で、地域に根ざした文化・芸術の振興を図ることとし、文化財の保存・保護・継承を支援するとともに、文化財めぐりや埋蔵文化財の発掘調査、文化財の公開などを通じて市民の文化財に対する関心を高め、啓発を行うこととしている。

#### 7) 城山公園(堀之内地区)整備計画(平成12年策定)

城山公園(堀之内地区)整備計画は、松山市が設置した城山公園(堀之内地区)整備検討専門委員から答申されたもので、堀之内地区において、今後の公園内施設の移転等を踏まえた、今後の整備方針をまとめたものである。報告書の概要を以下に示す。

表2 城山公園(堀之内地区)整備検討専門委員名簿

◎:会長 ○:副会長 委員数 28名

区 分	役 職 名	氏 名
学識経験者 (5名)	愛媛大学法文学部教授・埋蔵文化財調査室長	○下條 信行
	松山市文化財専門委員会委員	河合 勤
	愛媛大学工学部 教授	◎柏谷 増男
	松山大学経済学部 教授	青野 勝広
	松山東雲女子大学人文学部 教授	横飛 信昭
市民団体 (15名)	松山商工会議所会頭	永野 浩
		水木 儀三
	(社)松山青年会議所理事長	井上 幸一
		三宅 浩正

区 分	役 職 名	氏 名
市民団体 (15名)	松山市婦人団体連合会会長	宮本 カヨ
	松山青少年団体連絡協議会会長	渡部 廣高
		横田 省三
	松山ヤングネットワーク会長	河野 敏明
	道後温泉旅館協同組合理事長	奥村 武久
	松山市心身障害者福祉団体連絡協議会会長	武智 幸男
		曾我部 義晴
	しあわせづくり松山推進協議会会長	松谷 照男
	(社)松山市シルバー人材センター理事長	榊田 三郎
	松山市広報委員総務会会長	古川 貢
		西口 満
	まつやま女性会議会長	へロン久保田雅子
		立川 百恵
	松山市PTA 連合会副会長	本田 美紀
	松山市地域労働者福祉協議会会長	大原 英記
(助)松山市緑化基金理事(造園関係)	徳本 義則	
松山市公園管理協力連絡協議会会長	渡部 定義	
	今村 清	
松山市議会 (4名)	文教消防委員会委員長	大西 俊雄
		一橋 邦雄
		豊田 実知義
	建設企業委員会委員長	大木 正彦
		菊池 伸英
		永山 幹雄
	環境整備委員会委員長	○尾崎 義治
		○丹生谷 道孝
		○池本 俊英
	産業経済委員会委員長	渡部 英規
		砂野 哲彦
		宮武 幸雄
行政機関 (4名)	愛媛県総務部長	三浦 勉
		石井 由彦
		吉崎 賢介
	愛媛県教育長	阿部 茂
		高橋 弘
		吉野内 直光
	松山市助役	二宮 孝幸
		稲葉 輝二
	松山市教育長	池田 尚郷

区 分	役 職 名	氏 名
オブザーバー (5名)	文化庁主任文化財調査官(整備)	田中 哲雄
	文化庁文化財調査官(史跡)	磯村 幸男
	文化庁文化財調査官(埋蔵文化財)	坂井 秀弥
	建設省公園緑地課課長補佐	藤吉 信之 五十嵐 康之
	大蔵省松山財務事務所所長	梅田 茂治

①対象・基本方針

計画は、「堀之内地区（＝三之丸跡）」を対象としており、国史跡指定文化財であることから、埋蔵文化財の保存整備はもとより、松山市の中心市街地に立地する公園として多くの松山市民の日常的な利用が予想されることから、市民の憩いの空間とすることを目指し、基本方針として「松山市の特色ある公園づくり（文化財と都市公園との調和）」、「占有施設建物の移転と公園整備の早期着手（計画的な発掘調査の実施を含む）」、「埋蔵文化財の保存・保護（埋蔵文化財保護の優先）」、「バリアフリーとノーマライゼーションの推進」を掲げている。主に「整備方針」、「事業計画(整備手順)」からなる。

②整備方針

整備方針では、歴史的経緯等を踏まえ、区域を「史跡整備区域」、「調査・検討を必要とする区域」、「公園緑地整備区域」、「当面文化的施設の利用を図る区域」に分け、「当面文化的施設の利用を図る区域」を除く3区域に対して整備方針を定めている。なお、区域内の園路（区画）については、発掘調査結果を踏まえて、江戸時代の道路（屋敷割）を活かすとともに、歩道と車道の分離を図り、利用者にとって、より高い安全性に配慮するとしている。

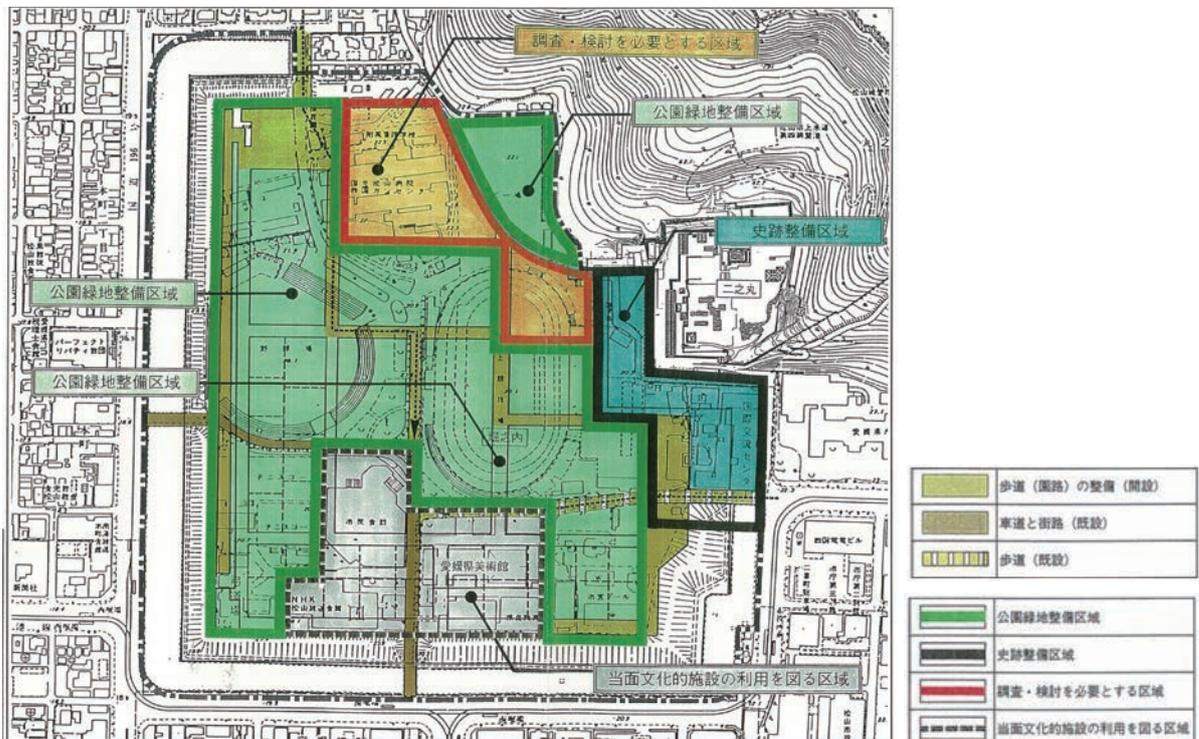


図2 ゾーニング図

まず、「史跡整備区域」は、江戸時代に重要施設のあった区域であり、文化財を重視して、門や堀の復元などを通じた当時の景観を再現することを主体とするとしている。「調査・検討を必要とする区域」は、史跡整備区域と同様に江戸時代に重要施設のあった区域であるが、既存の建築物等で埋蔵文化財の破損が懸念されることから、発掘調査結果を受け、今後の活用手法が検討されるべきとしている。「公園緑地整備区域」は、市民からの要望が強い広場や公園緑地として活用するとしており、埋蔵文化財については確認のみに留め、可能な限り破損しない施設配置、規模にするとしている。また、東側を「広場活用ゾーン（芝生広場）」、西側を「緑地・散策ゾーン（植栽やベンチ等を配置した憩いの場）」に細分するとともに、面積が広大であることから、各所に小規模な「管理・便益施設ゾーン（トイレ等）」を設けて、来訪者の利便を図るとしている。

### ③事業計画（整備手順）

綿密な発掘調査が必要とされる「史跡整備区域」、「調査・検討を必要とする区域」と、基本的に確認調査のみに留め可能な限り埋蔵文化財を破損しない整備を進めていく「公園緑地整備区域」とに分けて、整備手順を定めている。

まず、「史跡整備区域」、「調査・検討を必要とする区域」では、大きくⅠ～Ⅲ期（各期約10年間）に分け、第Ⅰ期は「史跡整備区域」での調査と整備の検討、第Ⅱ期は第Ⅰ期の検討を受けた「史跡整備区域」の整備と、「調査・検討を必要とする区域」での調査の実施、第Ⅲ期は第Ⅱ期の検討を受けた「調査・検討を必要とする区域」整備の実施を行うこととしている。一方、「公園緑地整備区域」は、関係省庁の計画認可後、現存施設建物移転完了に伴い、各ゾーンが整備可能となった段階で事業を実施し、可能な限り早期に市民の用に供するとしている。

## 8)松山城保存管理計画（平成14年策定）

松山城保存管理計画は、松山市観光産業振興課（現観光・国際交流課）が財団法人文化財建造物保存技術協会（現公益財団法人文化財建造物保存技術協会）に委託して原案を作成し、松山市の関係各課で審議、承認されたものである。報告書の概要を以下に示す。

### ①対象・基本方針

計画は、本丸跡の指定文化財と復元建造物を主な対象としているが、石垣・城山の樹木・登山道・二之丸藩邸跡地等の周囲の全体的な環境を構成する要素も含めることとし、防災計画も織り込むとともに、城の観光資源としての性格を尊重しながら、建物の敷地を公開活用し、城の日常的な維持管理を通じて、修復技術等の伝統を継承する場とすることを基本方針としている。主に「保存管理計画」、「環境保全計画」、「防災計画」、「活用計画」からなる。

### ②保存管理計画

保存管理計画は、『重要文化財松山城天守他15棟、史跡松山城太鼓櫓概算設計調査報告書』（平成9年）と、芸予地震を受けて作成した『史跡松山城跡芸予地震被害報告及び修理計画書』（平成13年）で把握された各建造物の現状を踏まえたものであり、「保護の方針」、「管理計画」、「修理計画」からなる。保護の方針では、文化庁の『重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針』（平成11年3月）に準拠し、現状を整理した上で、建造物を「部分」と「部位」に区分して方針を定めている。

表3 部分と部位の対応

部 分 部 位	保存部分	保全部分	その他部分
	文化財としての価値を特に有する部分(主に基準1・2)	建築物として維持及び保全が必要とされる部分(主に基準3・4)	活用又は安全性向上のため改修を行う部分(主に基準4・5)
基準1 材料自体の 保存を行う部位	・特殊な材料又は仕様である部位 ・主要な構造に係る部位	・特殊な材料又は仕様である部位 ・主要な構造に係る部位	・特殊な材料又は仕様である部位 ・主要な構造に係る部位
基準2 材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位	・材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位 ・定期的に材料の取り替え等を行う補修が必要な部位	・特殊な材料又は仕様で特に保存が必要な部位	・特殊な材料又は仕様で特に保存が必要な部位
基準3 主たる形状及び色彩を保存する部位	・活用又は補強のため、特に変更が必要な部位	・保存部分との調和を目指し面的に広がる部位 ・主たる形状及び色彩を保存する部位	・保存部分との調和を目指し面的に広がる部位 ・主たる形状及び色彩を保存する部位
基準4 修理・改造等の変更に伴って、意匠上の配慮を必要とする部位	・活用又は補強のため、特に変更が必要な部位	・保存部分と視覚的に一体である部位 ・活用又は補強のため、特に変更が必要な部位	・保存部分と視覚的に一体である部位 ・活用又は補強のため、特に変更が必要な部位
基準5 所有者の自由裁量にゆだねられる部位	・所有者の自由裁量にゆだねられる部位	・所有者の自由裁量にゆだねられる部位	・所有者の自由裁量にゆだねられる部位

表4 建造物の保存に関わる部分の設定

種 類	区 分		現状・適用	
重要文化財建造物 (保存建造物)	外部	屋根	基準2	本瓦葺
		壁	基準2	漆喰塗等
		軒廻り	基準2	揚げ塗り
			基準1	化粧軒
		腰壁	基準2	下見板張り
	内部	床面	基準2	板張り、叩き等
		階段	基準3	建物により異なる
		壁面	基準2	建物により異なる
		天井	基準2	建物により異なる

種 類	区 分		現状・適用		
復興建造物※ (保全建造物)	内部	建具	基準2	建物により異なる	
		外部	屋根	基準2	本瓦葺
			壁	基準2	漆喰塗等
			軒廻り	基準2	揚げ塗り、化粧軒
			腰壁	基準2	下見板張り
	内部	床面	基準3	板張り、叩き等	
		階段	基準3	建物により異なる	
		壁面	基準3	建物により異なる	
		天井	基準3	建物により異なる	
		建具	基準3	木製	
管理建造物 馬具櫓 (保全建造物)	外部	屋根	基準3	本瓦葺	
		壁	基準3	RC造、モルタル・ペンキ塗り	
		軒廻り	基準3	漆喰塗等	
		腰壁	基準3	モルタル塗り	
	内部	床面	基準5	RC造、モルタル塗り	
		階段	基準5	RC造	
		壁面	基準5	RC造、モルタル・ペンキ塗り	
		天井	基準5	RC造、モルタル・ペンキ塗り	
		建具	基準4	木製	

※本書における復元建造物のこと。

管理計画では、日常管理のやり方や注意すべき事柄を整理している。また、修理計画では、当面の修理(震災復旧、天守、隠門・同続櫓等)と防災設備の更新・強化を含む中・長期の修理計画を定めている。

### ③環境保全計画

「基本方針」、「区域の区分と保全方針」、「建造物の区分と保護の方針」からなる。基本方針では、現状を整理した上で、松山城跡は松山市街地の中心部にあり、この地域の象徴としても、観光資産としても重要な位置を占めることから、城山全体の環境を、都市公園として整えていくこととしている。続く「区域区分と保全方針」では、区域を「保存区域(本丸跡周辺)」、「整備区域(長者ヶ平周辺)」、「自然環境保全地域及び環境整備区域(それ以外)」に分け、保全方針を定めている。また、「建造物の区分

と保護の方針」では、建造物を「保存建造物（重要文化財）」、「保全建造物（復興建造物）」、「その他の建造物（それ以外）」に分け、保護方針を定めている。

#### ④防災計画

「防災計画」、「樹木の整備」、「雨水計画」からなる。「防災計画」では、「自動火災報知設備」、「消火設備」、「避雷設備」、「防犯設備」、「非常放送設備」、「緊急道」に分け、現状を整理した上で、必要な性能や、短期と長期の整備計画を定めている。続く「樹木の整備」では、現状を整理した上で、危険樹木の選定と、それに対する必要な措置を定めている。また、「雨水計画」では、雨水排水の現状を、分水嶺を境とする14の区域に分けて詳細に把握・整理し、排水能力不足や石垣を越えての放水などの課題が一部の区域に見られることを明らかにした上で、短期と長期の管理計画を定めている。

#### ⑤活用計画

「基本方針」、「公開・活用の計画」、「実施に向けての課題」からなる。「基本方針」では、松山城跡は地域の象徴であり、本丸跡は、21棟の重要文化財に加え、戦災や火災により失われていた建物が復元され、ほぼ全貌を体験できる貴重な場所であることから、広く公開し、往時の空間を体験できるようにすると同時に、これらの建造物群を通じて、建築に関わる伝統技法を継承する場にしていくこととしている。続く「公開・活用の計画」では、「城山全体」、「建物」、「職人の研修」、「発掘作業への一般の参加」に分けて計画を定めている。また、「実施に向けての課題」では、「バリアフリー化」、「修理専門家の育成」、「管理・運営に関する課題（管理が複数の部署にまたがっている点等）」が挙げられている。

### 9) (松山城)消火・避難計画(平成25年策定)

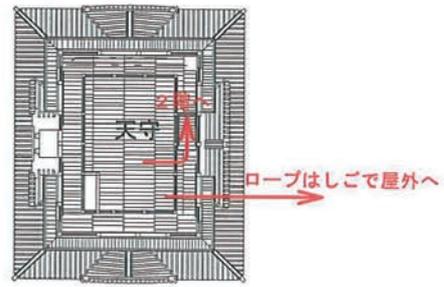
平成26～29年度にかけて実施した松山城本丸防災設備等整備工事に先立ち、その設計図書の一部として、花岡直樹建築事務所に委託して作成したものである。報告書の概要を以下に示す。

#### ①対象・基本方針

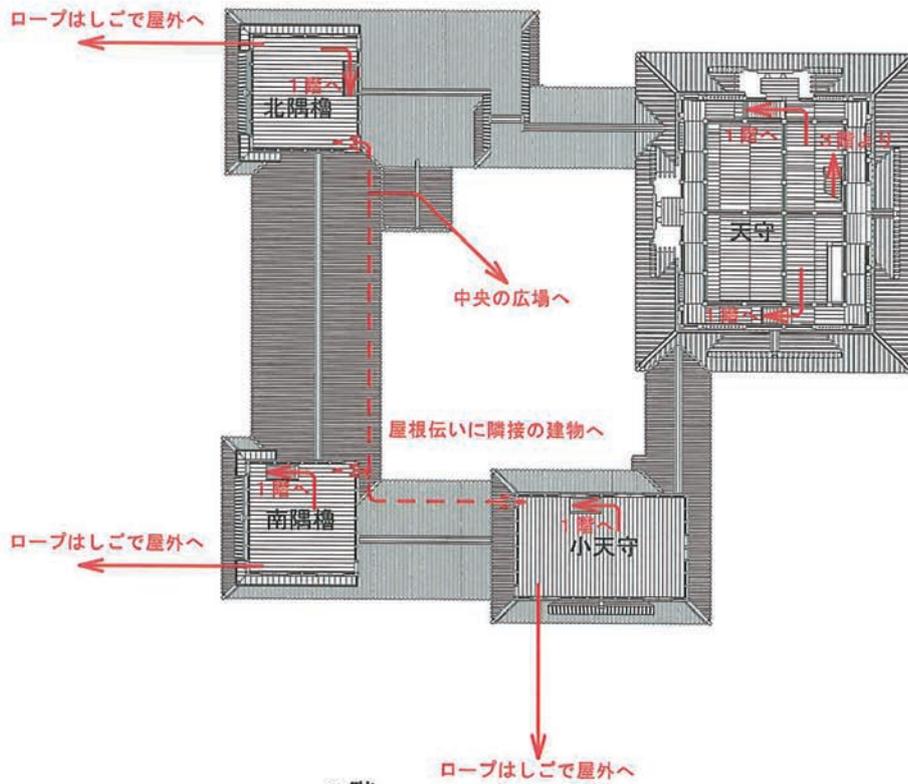
計画は、先の8)松山城保存管理計画（平成14年策定）を踏まえて計画された、松山城本丸防災設備等整備工事の設計図書の一部であることから、「本丸跡」を対象とするとともに、既存の防災設備に加え、新たに整備される防災設備（避雷設備等）の存在を前提として作成されている。主に「防災設備等の概要」「危機管理」「日常の管理・訓練」からなる。

#### ②防災設備等の概要

計画の前提となる防災設備等について、「警報設備（自動火災報知設備、非常放送設備、火災通報装置）」「消火設備（易操作性消火栓、放水銃、屋外消火栓、消火器）」、「避難経路（本壇からの避難、本丸跡からの避難）」、「その他の防災設備（避難器具、避雷設備、防犯設備）」に分けて、概要をまとめている。



3階



2階

図3 避難経路図(天守建物よりの避難経路3階、2階)

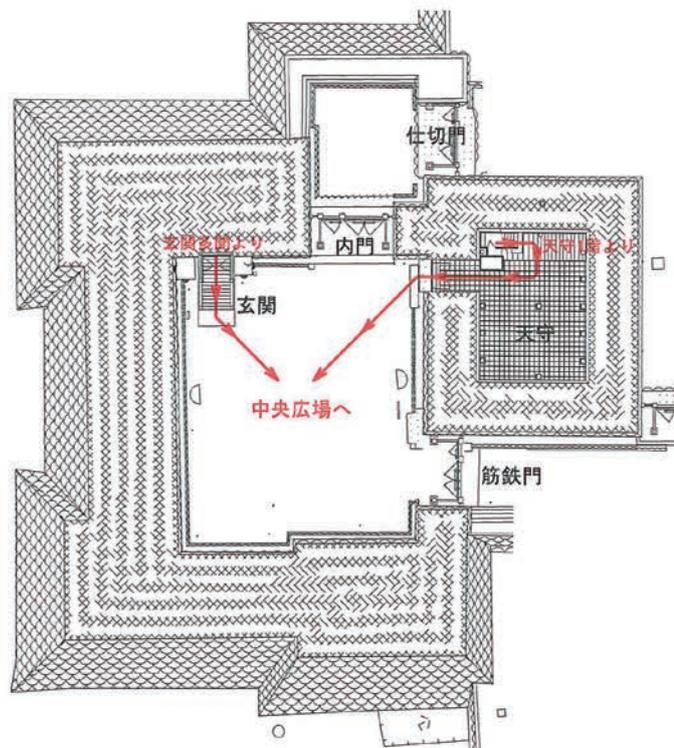
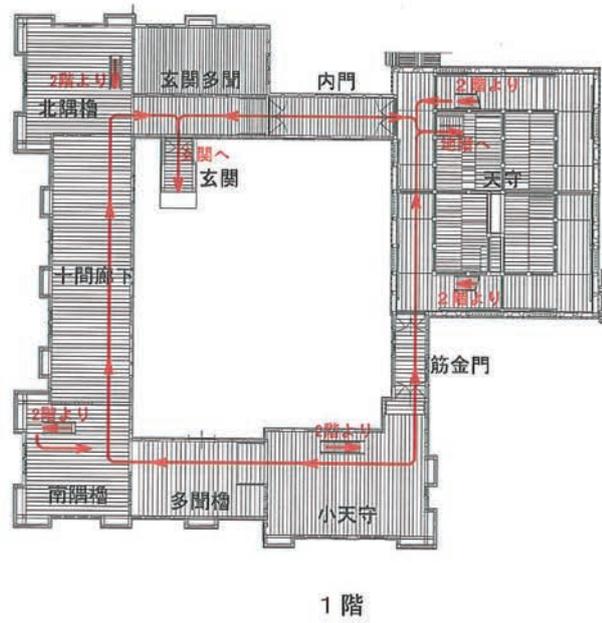


図4 避難経路図(天守建物よりの避難経路1階、地階)

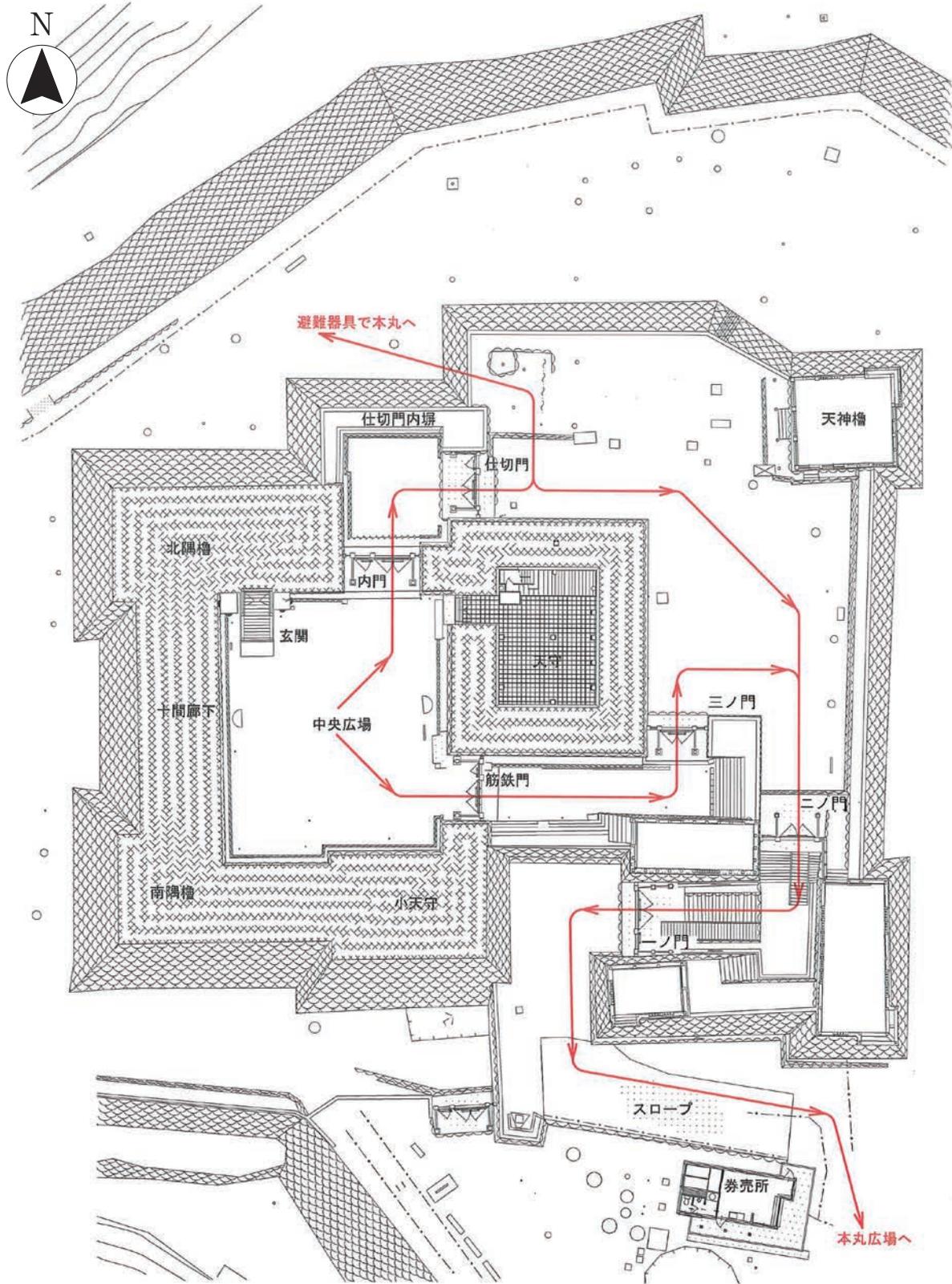


図5 避難経路図(本壇よりの避難経路)

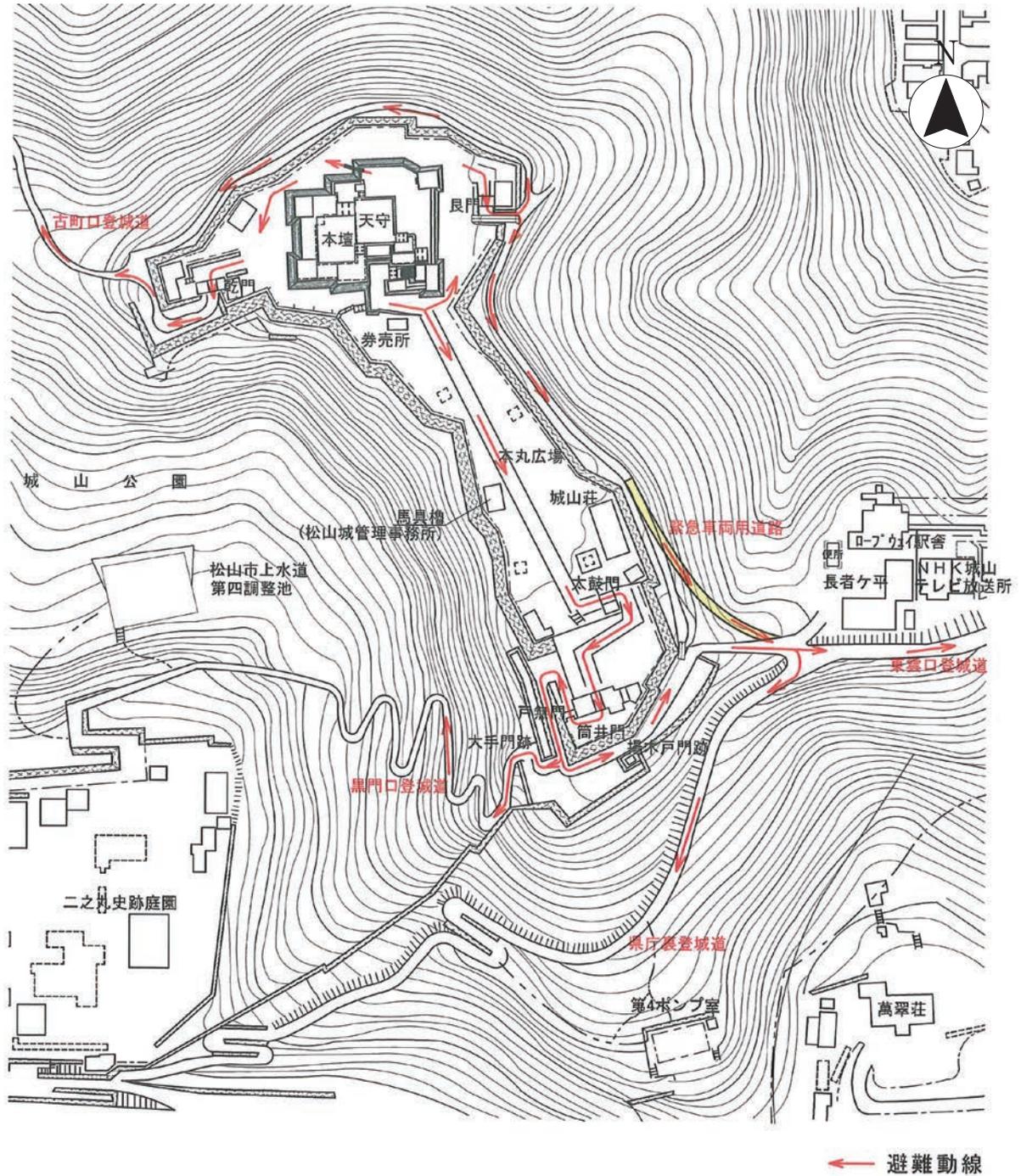


図6 避難経路図(本丸跡よりの避難経路)

### ③危機管理

「防火管理体制」、「火災時の対応」、「地震時の対応」、「その他」からなる。「防火管理体制」では、緊急時の職員の役割分担(自衛消防隊長、通報・連絡班、避難・誘導班、消火班、救護班、救急車両誘導・来場者整理班)やそのマニュアルについて定めている。続く「火災時の対応」と「地震時の対応」は、各災害が発生した場合の職員の対応手順を定めている。また、「その他」では、不審者・喧嘩・暴力行為や文化財破壊行為に対する対応手順を定めている。

#### ④日常の管理・訓練

「入場制限（本壇への入城は天守地下の靴箱数300を限度、持ち込み荷物の制限と入口での保管等）」、「防火管理（喫煙や工事等に伴う火器の管理）」、「防災設備等の定期点検（職員による日常の点検と専門業者による定期点検）」、「防災訓練の実施（通報訓練、消火訓練、避難誘導訓練、救護訓練、消防隊と合同の総合訓練）」に分け、防災面での日常の注意点を定めている。

### (2)松山城跡に関わる法的規制（図7～9 ※縮尺任意）

#### 1)文化財保護法(昭和25年5月30日 法律第214号)

○国指定史跡「松山城跡」(昭和27年3月29日指定、面積62.15ha)

松山城跡は、文化財保護法第109条の規定により、史跡に指定されている。現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受ける必要がある。

○国指定重要文化財「松山城21棟」(昭和25年8月29日指定)

松山城跡の21棟の現存建造物（天守、櫓、門、塀）は、文化財保護法第27条の規定により、重要文化財に指定されている。現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受ける必要がある。

重要文化財：天守、三ノ門南櫓、二ノ門南櫓、一ノ門南櫓、乾櫓、野原櫓、仕切門、三ノ門、二ノ門、一ノ門、紫竹門、隠門、隠門続櫓、戸無門、仕切門内塀、三ノ門東塀、鉄筋門東塀、二ノ門東塀、一ノ門東塀、紫竹門東塀、紫竹門西塀

○周知の埋蔵文化財包蔵地「松山城跡」(松山市[松山地区]No.74、平成22年修正)

松山城跡一帯は、文化財保護法第93条に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地となっている。

#### 2)愛媛県文化財保護条例(昭和32年3月29日 条例第11号)

史跡指定地内の城山の山林は、愛媛県文化財保護条例第37条の規定により、愛媛県指定天然記念物「松山城山樹叢」(昭和24年9月17日指定)に指定されている。現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、愛媛県教育委員会の許可を受ける必要がある。

#### 3)都市計画法(昭和43年6月15日 法律第100号)

○都市計画区域(昭和46年12月20日)

史跡の全域が松山広域都市計画の市街化区域となっている。

○用途地域(昭和48年12月25日)

史跡の一部が都市計画法第8条第1項第1号の規定による用途地域（近隣商業地域、商業地域）となっており、建築基準法等の規定により、建物の用途や形態などが制限される。

○風致地区(城山風致地区:昭和53年4月21日)

史跡の一部（42.0ha）が都市計画法第8条第1項第7号の規定による風致地区となっている。風致地区については、良好な自然環境を有する樹林地や丘陵地などの伐採等が制限されることとなり、地区内で建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為を行う場合は「松山市風致地区内における建築等の規制に関する条例」に基づく許可が必要になる。

#### ○防火地区

史跡の一部が都市計画法第8条第1項第5号の規定による防火地区となっている。防火地域では、建築基準法の制限が適用され、一定の規模以上の建築物は、耐火構造物にすることなどの制限がある。

#### ○都市計画公園(計画決定:昭和41年5月16日、面積58.9ha)

史跡とほぼ重複する区域が城山公園(都市計画施設)として都市計画の決定が行われている。計画決定面積58.9haの内、51.8haが都市公園として開設されているが、未開設の範囲については、都市計画法第53条の規定により、建築物の建築をしようとする者は愛媛県知事の許可が必要となる。

#### 4)都市公園法(昭和31年4月20日 法律第79号)

史跡とほぼ重複する区域、51.8haが城山公園(都市公園)として開設されている。公園内で行為等を行う場合には、都市公園法の規定による必要がある。また、同様に松山市都市公園条例の規定が適用される。

#### 5)森林法(昭和26年6月26日法律第249号)

城山の山林は、「森林法」第5条第1項に規定する地域森林計画(今治松山地域森林計画)の対象となっており、区域内の立木を伐採するときには、同法第10条の8の規定により、あらかじめ農林水産省の定める手続きに従い、松山市長に伐採及び伐採後の造林の届出書を提出する必要がある。

#### 6)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年7月12日法律第88号)

史跡指定区域のほぼ全域(面積約62ha)が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第28条に規定する鳥獣保護区に指定されており、区域内での鳥獣の捕獲が禁止されているほか、同法第28条の2の規定による鳥獣の生息地の保護及び整備を図るための保全事業ができる区域となっている。

#### 7)土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年5月8日法律第57号)

城山の北側山麓は、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第7条第1項に規定する「土砂災害警戒区域」に指定されている。また、その一部は、建築物に損壊が生じ、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれがある土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物構造の規制をすべき土地の区域として、同法第9条第1項に規定する「土砂災害特別警戒区域」に指定されている。

#### 8)急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年7月1日法律第57号)

山林地区の北側山麓は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第3条第1項の規定による「急傾斜地崩壊危険区域」に指定されており、区域内で、切土や盛土、立木の伐採など、同法第7条第1項に規定する行為を行う場合には、愛媛県知事の許可が必要となる。

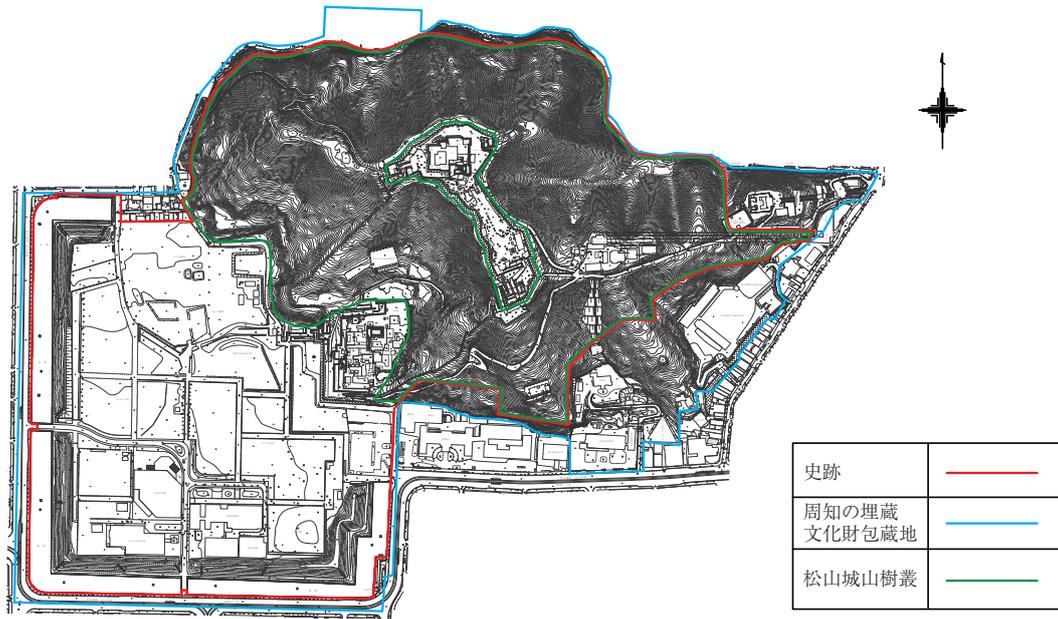


図7 史跡、周知の埋蔵文化財包蔵地、松山城山樹叢

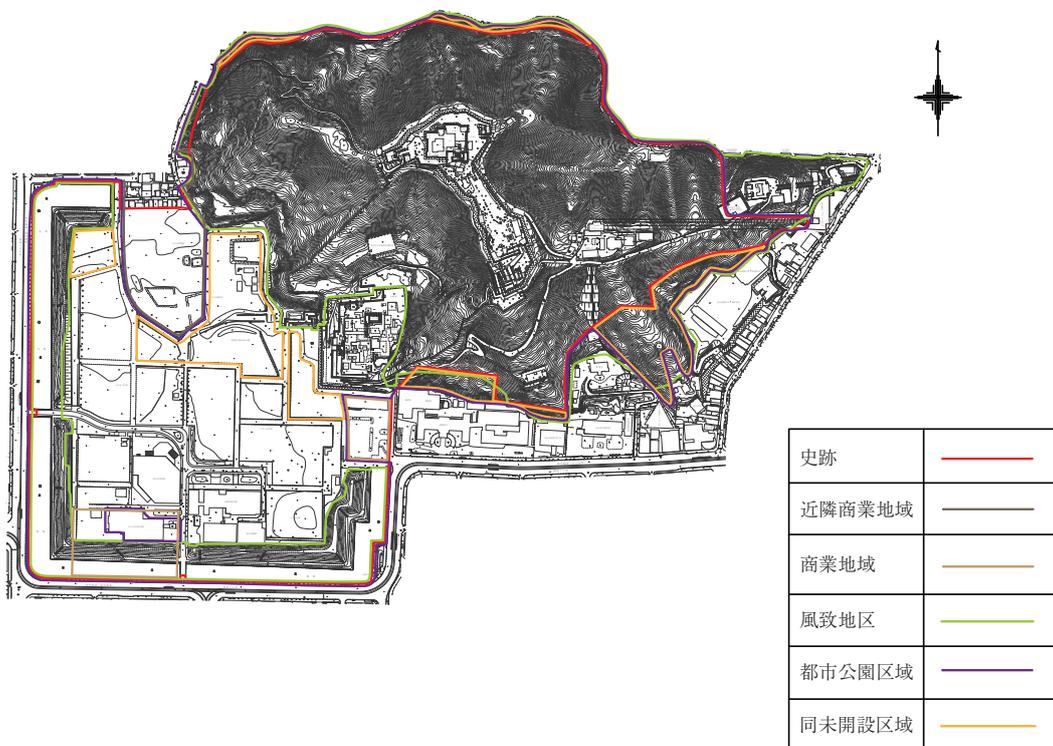


図8 近隣商業地域・商業地域、風致地区、都市計画公園区域・同未開設区域

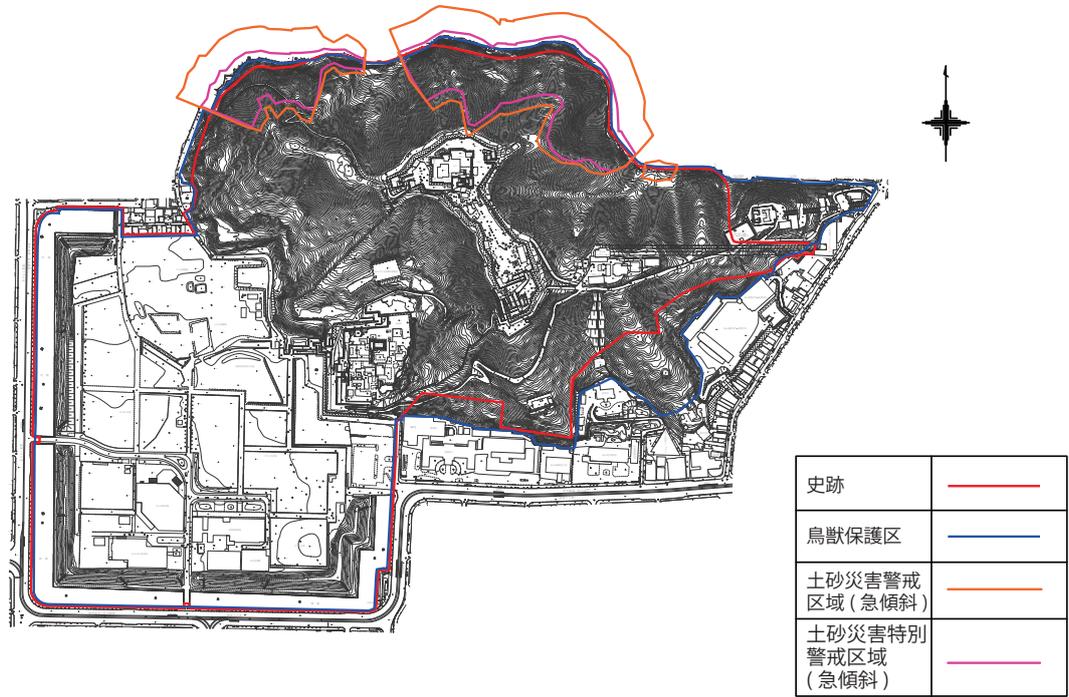


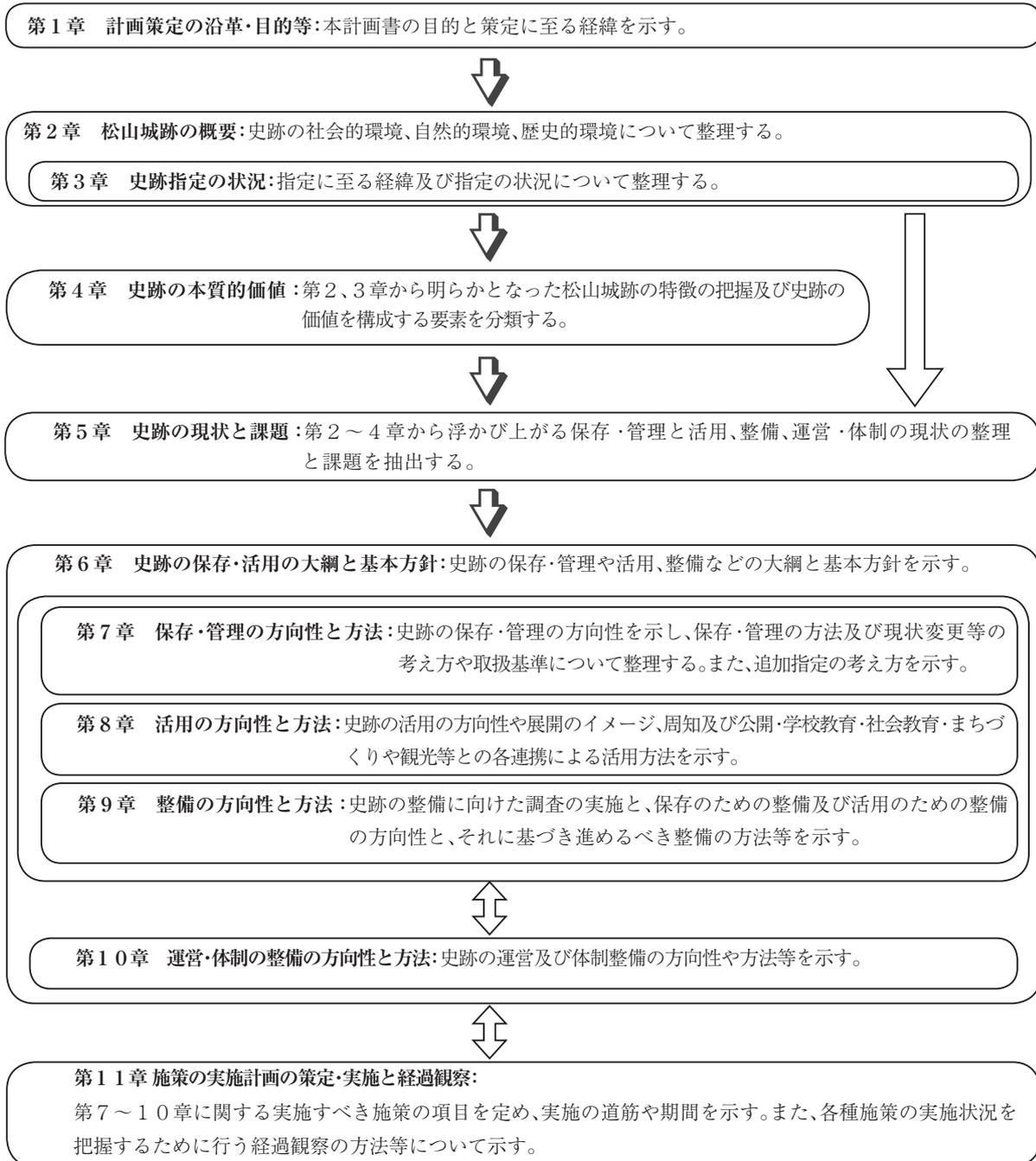
図9 鳥獣保護区、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

## 第6節 計画の実施

### (1) 計画の構成

本計画を構成する11の章の概要とそれぞれの関連性について以下に示す。

表5 史跡松山城跡保存活用計画の構成



### (2) 計画の実施

本計画は、令和元年9月30日をもって発効するものとする。これに伴い、指定地に係る土地所有者や地元住民及び関係機関等へは計画の周知に努めるものとする。